

## 光市物品調達等入札心得（一般競争入札、指名競争入札）

光市の発注する物品調達及び業務委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）の契約に係る入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、光市財務規則、光市物品調達等の指名競争入札に関する要綱、光市郵便入札に関する試行要領、その他の法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

- 1 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 光市物品調達等に係る指名停止等措置要綱に抵触した場合は、指名停止等処分を行う。
- 3 入札参加者は、設計図書（仕様書）、現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。  
この場合において、設計図書、現場等について疑義があるときは、指定期日までに内容質問書を提出することができる。
- 4 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。ただし、郵便入札の場合は、入札書を郵送した後でも入札を辞退することができる。
  - (1) 入札執行前に入札を辞退するときは、開札日時までに入札辞退届を提出すること。
  - (2) 入札執行中に入札を辞退するときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札と同様の方法により、入札執行者に提出すること。
  - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 5 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 6 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1人になった場合は、入札を執行しない。
- 7 指名競争入札にあつては入札通知を受けた者が、一般競争入札にあつては入札参加資格確認通知を受けた者が、指名停止を受けた場合は、入札に参加できない。
- 8 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 9 一般競争入札及び指名競争入札の場合において、次の各号のいずれかに該当する入札があったときは、これを無効とする。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当する者の入札
  - (2) 地方自治法施行令第167条の5第1項に規定する資格を有しない者の入札
  - (3) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者の入札
  - (4) 郵便等による入札を認めない場合の郵便等による入札
  - (5) 郵便入札において、光市郵便入札に関する試行要領の規定に反する入札
  - (6) 所定の日時及び場所に入札書が提出されなかった入札

- (7) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
  - (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札（金額の訂正印による訂正も無効）
  - (9) 記名押印のない入札
  - (10) 委任状の提出のない代理人の入札
  - (11) 入札会場で委任状を提出した場合において、代理人の氏名押印のない入札
  - (12) 同一入札において2人以上の者の代理人となった者の入札
  - (13) 入札に参加しようとする者が同一入札において他の入札に参加しようとする者の代理人となった場合の入札
  - (14) 談合その他入札に関し不正の行為があったと認められる者の入札
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した者の入札
- 10 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 11 予定価格を入札前に公表しないときの入札回数は3回までとし、予定価格を入札前に公表するときの入札回数は1回とする。
- 12 初度の入札に参加しなかった者及び9に該当する無効となった入札をした者は、再度の入札に参加できない。
- 13 再度の入札において、直前の入札の最低価格以上（歳入の場合は最高価格以下）で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加できない。
- 14 入札を欠席した場合は、以後の指名等について考慮することがある。
- 15 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当した場合（以下「入札参加者の資格制限」という。）、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- 16 議会の議決に付すべき契約については、仮契約締結後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加者の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除する。
- 17 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書（仕様書）、現場等についての不明を理由として異議の申立てはできない。
- 18 入札執行宣言から入札執行終了宣言までは、私語及び誤解を招くような不審な行為はしてならない。